

○財務省告示第四百四十六号

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（令和五年財務省令第三十九号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和五年六月一日限り廃止する。

令和五年五月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

一 外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百二号）

二 外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所における閲覧規則を定める件（平成十年三月大蔵省告示第百三号）